

1 市街地開発事業の概要

(1) 都市計画法に基づく市街地開発事業

都市計画法に位置づけられた市街地開発事業は、表1に示すとおりです。これら都市計画法に位置づけられた事業は、その種類、名称、施行区域及び施行面積等を都市計画に定めることになっており、この都市計画で定められた施行区域において認可又は承認を受けて行われる市街地開発事業は都市計画事業として行われます。都市計画事業として行われるのは、公共性の高い事業であり、強かに推進する必要があること、そのためには公共事業として実施するまたは、民間の建築活動を計画的に誘導していく必要があること及び、計画の水準を都市計画の中、保証しこれを実現するための強制力を付与する必要があることなどによるためです。

表1 都市計画法に基づく市街地開発事業

市街地開発事業	根拠法	法施行日
土地区画整理事業	土地区画整理法	昭和29年5月20日
新住宅市街地開発事業	新住宅市街地開発法	昭和38年7月11日
工業団地造成事業	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	昭和33年4月28日
	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	昭和39年7月3日
市街地再開発事業	都市再開発法	昭和44年6月3日
新都市基盤整備事業	新都市基盤整備法	昭和47年6月22日
住宅街区整備事業	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	昭和50年7月16日
防災街区整備事業	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	平成9年5月9日